文 教 児 童 委 員 会 資 料 令和元年 11 月 11 日・12 日 子ども家庭部子ども政策課

「いたばし子ども未来応援宣言 2025」 第 2 編「子ども・子育て支援事業計画」編 第 2 期(素案)説明資料

誰もが安心して教育・保育が受けられるような環境に努め、待機児童を解消するとともに、地域の子育て環境を整え、すべての子どもたちが健やかに成長できるような取組を推進する。

1 第1章 計画の概要【本編P2~4】

(1) 根拠

子ども・子育て支援法(以下、支援法)第61条に基づく法定計画

(2)計画期間

令和2 (2020) 年度から令和6 (2024) 年度までの5年間(中間年にあたる令和4 (2022) 年度に策定時以降の変化に応じ、計画の見直しを行う予定)

2 第2章 板橋区の子ども・子育ての現状【本編P6~11】

(1) 板橋区の子ども・子育てを取り巻く環境

板橋区の年少人口(0~14歳)は、増加傾向にあるが、総人口に占める割合は平成31(2019)年4月に10.9%と低下している。また、合計特殊出生率は、平成29(2017)年に1.18で、全国(1.43)及び東京都(1.21)を下回っている状況である。

就学前人口だけをみると、平成 29 (2017) 年までは転入等により増加傾向にあったが、平成 31 (2019) 年4月には 26,066 人とやや減少し、計画期間中は減少傾向となり、最終年の令和 6 (2024) 年には 25,058 人になると推計している。

(2)子ども・子育て支援事業計画(第1期)の検証

第1期事業計画の記載事業について実績を調査し、分析評価を行った。

事業は概ね計画どおり進捗したが、「教育・保育施設、地域型保育事業」については、利用者 のニーズ変化により、待機児童が依然として解消されていない状況である。

引き続き、状況に合わせた適切な施設整備やニーズに応えられる良質なサービスの充実を推 進していく必要がある。

3 第3章 計画の基本的な考え方【本編 P14~17】

(1) 基本理念・応援宣言

「子どもが自ら育つ」という子どもの主体性を尊重するとともに「まち(地域)全体で子どもの成長を支えていく」という思いを込めた、「いたばし子ども未来応援宣言 2025」における基本理念(いたばしで未来のおとなが育っています ~みんなの力で 人づくり・まちづくり~)と、昨年度策定した第1編「次世代育成推進行動計画」編 実施計画 2021(以下、「実施計画 2021」)で掲げた「SDGs」や「地域共生社会」の理念を踏まえた応援宣言(<u>誰</u>一人取り残さず、未来を担うすべての子ども・子育て家庭を応援します)のもと、子ども・子育て施策を推進していく。

(2)基本目標

区の子ども・子育ての現状や地域のニーズ及び第1期事業計画における実績等を踏まえ、幼児期における質の高い教育・保育及び子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施するため、第1期事業計画の基本目標を継承し、子ども・子育て支援施策を展開していく。

(3)教育・保育提供区域の設定

区の教育・保育提供区域は、待機児童の解消をめざしていくために、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できること、また、区の関連する他の計画との整合を図るため、第1期事業計画に引き続き、区内5地域(板橋・常盤台・志村・赤塚・高島平)に設定する。

4 第4章 子ども・子育て支援事業計画【本編P20~42】

(1) 幼児期の教育・保育施設

利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに 均衡の取れた教育・保育の提供が行われるよう、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配 置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定める。

①1号認定(幼稚園・認定こども園)

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	5, 552	5, 451	5, 344	5, 320	5, 339
目標事業量(B)	6, 192	6, 192	6, 192	6, 192	6, 192
過不足(B-A)	640	741	848	872	853

幼稚園の入園者数は減少傾向となっている。保育需要の高まりや幼児教育・保育の無償 化が開始された中で、保護者が子どもの特性によって、適切な幼児教育・保育を選択でき るよう、私立幼稚園と協働し、保育ニーズにも応えていく必要がある。

②2号認定(保育園・認定こども園)

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	6, 940	7, 121	7,071	7, 141	7, 168
目標事業量(B)	7, 444	7,626	7,686	7, 752	7, 818
過不足(B-A)	504	505	615	611	650

現在、保育園・認定こども園(保育利用分)の定員が、量の見込みを上回っている。しかし、特定地域型保育事業の卒園者を含めた3歳児の利用申込において、待機児童が生じている。また、共働き世帯等が増加する中、幼児教育・保育の無償化の制度開始により、保育ニーズの変化も想定される。

③3号認定(保育園・認定こども園・地域型保育事業)

単位:人

	1 1 2 7 4									
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1•2歳	0歳	1•2歳	0歳	1•2歳	0歳	1•2歳	0歳	1•2歳
量の見込み(A)	1, 214	5, 036	1, 243	5, 138	1, 229	5, 185	1, 218	5, 142	1, 225	5, 072
目標事業量(B)	1, 356	5, 162	1, 395	5, 261	1,410	5, 301	1, 413	5, 347	1, 413	5, 381
過不足(B-A)	142	126	152	123	181	116	195	205	188	309

第1期事業計画等に基づき、保育施設の整備などにより全体では保育定員が量の見込みを上回っているが、ニーズ変化により待機児童の解消には至っていない。令和2 (2020) 年度末までに待機児童を解消するため、3 号認定の人口動向や歳児別の保育ニーズの動向をきめ細かく把握しながら、今後も民間保育所の整備に取り組んでいく。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

支援法第 59 条に定める地域子ども・子育て支援事業について、各事業の過去の実績等に基づいた量の見込み (需要数) とそれに対する目標事業量 (供給目標量) 及び区の方針について記載する。なお、対象事業及び今後の方向性は以下のとおりである。

事業名	今後の方向性 ※【】内は板橋区での実施対象事業
(1) 利用者支援事業	委託化等による入園相談業務の省力化を検討し、創出した時間にて保護者が必要とする情報収集業務を拡大し、相談業務の一層の充実を図っていく。 母子保健サービスの提供を通じて母子の健康を継続的に見守る子育て世代包括支援センター(母子保健型)機能を充実させるとともに、子育て応援児童館 CAP'S 等との連携を強めるなど、「いたばし版ネウボラ」を拡充・強化し、利用者支援事業の充実を図る。 【いたばし子育て NAVI 事業、区立保育園での子育て相談、妊婦・出産ナビゲーション事業】
(2) 延長保育事業	保護者の就労世帯の増加や多様化等による延長保育事業へのニーズは引き続き 多く見られるため、利用状況の実態を踏まえながら、実施施設を増やし延長保育の 利用機会を拡大していく。【通常時間外保育事業】
(3) 実費徴収に係る 補足給付を行う 事業	実績を踏まえ、引き続き生活保護世帯を対象とした補足給付を継続していく。 【補足給付補助金】
(4) 多様な主体が本 制度に参入する ことを促進する 事業	新規開設した特定教育・保育施設が保育の質を保つため、安定的・継続的に事業を運営できるよう、巡回支援指導を実施していくとともに、研修については、個別に区のマニュアルの配付や説明などを積極的に行い、交流を図っていく。また、地域施設同士での連携や繋がりが持てるよう案内や支援を行っていく。 【民間保育施設への巡回支援、保育士研修】
(5) 放課後児童健全 育成事業	登録者が増加傾向であるため、活動拠点の確保に努めていく。 【 放課後対策事業 あいキッズ 】
(6) 子育て短期支援 事業	一時的に子どもを養育することができない家庭にとって、施設において養育を行うことは有効な子育て手段であることから、今後も継続して事業を実施していく。 【ショートステイ、乳児ショートステイ、トワイライトステイ】
(7) 乳児家庭 全戸訪問事業	引き続き、高い面会率を確保し、子育てに関する情報提供、育児の相談助言を行っていく。【乳児家庭全戸訪問事業】
(8) 養育支援訪問 事業	「妊婦面接」との連携を強化し、子どもや家庭の状況に応じた支援を行うことに より育児負担を軽減して、虐待の未然防止を図っていく。【養育支援訪問事業】
(9) 地域子育て支援 拠点事業	利用者数の増加に努めるとともに、エール実施館及びほっとプログラム実施館が 5 館ずつとなったため、引き続き相談強化に努めていく。 【子育て応援児童館 CAP'S、森のサロン】
(10) 一時預かり事業	各地域の需要動向、保護者の育児ニーズ等の変化を把握し、事業のあり方の検討を行い、育児負担の軽減に努めていく。 【幼稚園の一時預かり、幼稚園以外(保育園等)の一時預かり】
(11) 病児保育事業	育児と仕事の両立支援に寄与できるよう、アンマッチの解消、登録・予約方法の 検証を行う等、PDCAサイクルの視点に立ち、引き続き事業を実施していく。 【病児・病後児保育】
(12) 子育て援助 活動支援事業	子育て世帯にとって、地域の援助会員による短時間の一時的な保育サービスは重要な子育て支援となっているため、引き続き、利用者ニーズを把握し、ニーズに沿った事業を実施していく。 【ファミリー・サポート・センター事業 ※就学児分】
(13) 妊婦健康診査	妊婦・出産ナビゲーション事業の実施による当事業の周知の強化と、円滑な実施 に向けて取り組んでいく。 【妊婦健康診査】

(3)子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

①幼稚園における一時預かり事業及び認定こども園への移行の推進

私立幼稚園での長時間・通年の預かり保育や認定こども園への移行は、待機児童の多い地域においては保育定員の拡大につながることから、待機児対策として効果が期待できると考えられる。今後、待機児童の状況を見きわめながら、私立幼稚園における一時預かり事業の拡充に取り組むとともに、認定こども園への移行に向けた必要な支援を図っていくことで、区の待機児対策を推進していく。

②地域の保育施設間のネットワークの構築

現在検討している「育ちのエリア」における保育施設間のネットワークを基盤として、小学校への円滑な接続、ネットワーク内での情報や保育ノウハウの共有及び支援体制を構築し、地域全体として、子育て支援の充実による地域の子育て力の向上や保育内容を充実させていく。

5 第5章 計画の推進【本編P44~45】

事業計画で定めた量の見込みと提供体制の確保の内容に基づき、計画的に事業を提供し、子ども・子育て支援施策を着実に推進していくための連携・協力体制を示す。また、実施状況の評価・ 点検等の計画の進行管理について示していく。

6 資料編【本編P49~61】

事業計画は支援法で求められている事項についてのみの計画であるため、それらを含めた区の子ども・子育て支援施策の現状について、「実施計画 2021」をもとに資料編として示していくとともに、事業計画の策定経過等を掲載する。

7 今後のスケジュール

月 日	会 議 名	備考
11月11日	文教児童委員会	素案報告
11月13日	パブリックコメント募集	11月27日まで
11月18日	子ども・子育て会議	
12月 6日	子ども・子育て支援連絡調整会議	
12月26日	子ども・子育て会議	
1月20日	子ども・子育て支援本部	原案決定
2月19日	文教児童委員会	原案報告・策定